

農地法第5条許可申請に必要な書類一覧

【申請書類（共通）】

共通（必ず必要なもの）	部数
申請書	3部
土地登記簿謄本	2部
土地整理図（公図）の写し	2部
建物平面図	} 土地利用計画図
建物配置図	
隣接所有者及び耕作者同意書（周囲の農地）	2部
事業計画（申請書中に詳細な記載ができない場合）	2部
案内図（住宅地図等）	2部
当該土地改良区の意見書	2部
悪水土地改良区の意見書	2部

【追加書類（該当する場合のみ）】

譲受人が法人の場合	部数
法人登記事項証明書又は定款の写し、若しくは寄付行為の写し	2部
決算書の写し	2部
申請対象地が土地改良中の場合	部数
一時利用地指定通知書及び換地図	2部
転用が事業目的の場合	部数
確定申告書の写し	2部
転用目的が農家住宅及び農業用施設等の場合	部数
農家基本台帳	2部

※申請書を除き2部必要なものは1部は写し可。

※その他必要に応じ、関係書類の提出をお願いすることがあります。

※開発許可が必要となる場合においては、開発部局との打合せを並行して行ってください。